

非常変災時における生徒の登校について

(1) 台風時等の対応

- ① 登校前に、学校所在地である松山市、生徒の居住地、または通学経路上の地域において、次のいずれかに該当する場合、生徒は安全確保のため、自宅待機または避難等の行動をとる。
 - 1) 気象庁から、「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発表されている場合。
 - 2) 気象庁から、警戒レベル4相当以上の防災気象情報として、次のいずれかが発表されている場合。

「レベル5 氾濫特別警報」	「レベル4 氾濫危険警報」
「レベル5 大雨特別警報」	「レベル4 大雨危険警報」
「レベル5 土砂災害特別警報」	「レベル4 土砂災害危険警報」
「レベル5 高潮特別警報」	「レベル4 高潮危険警報」
 - 3) 市町村から、警戒レベル4以上の避難情報として、次のいずれかが発令されている場合。

「警戒レベル5 緊急安全確保」	「警戒レベル4 避難指示」
-----------------	---------------
 - 4) 生徒が通常利用するJR、私鉄、バス等の公共交通機関が不通・運休等となり、登校が困難な場合。
 - 5) その他、上記に準ずる正当な事由により、安全な登校が困難であると認められる場合。
- ② 午前11時までに、①のいずれにも該当しなくなった場合は、安全に十分留意して登校する。ただし、安全確保や災害状況等により登校できない場合は、学校に連絡する。
- ③ 午前11時の時点においても、①のいずれかの状況が継続している場合は、終日自宅待機または避難等により安全を確保する。

(2) 地震・津波等による大災害時及びJアラート発令時の対応の対応

地震・津波等による大災害が起こっている場合、もしくはJアラートが発令されている場合は、生徒及び家族の安全確保を第一とし、自宅待機または避難をする自宅等で待機する。

(3) 列車等の事故時の対応

列車等の事故など、非常変災以外の原因（積雪や凍結を含む）で、生徒が通常利用するJR等公共交通機関が不通の場合、他の交通手段を利用するなどして、速やかに登校する。ただし、他の交通機関が利用できない場合、学校に連絡し指示を受ける。

(4) 備考

- ① 非常変災時に、上記(1)～(3)の事由に該当すると認められる欠席・遅刻については「出席」として扱う。
- ② 学校休業日の諸活動（部活動、模擬試験など）においても、上記(1)～(3)を適用する。

参考 HP

松山市防災ポータルえひめの防災・危機管理

<https://city-matsuyama.my.salesforce-sites.com/>